

## 宇都宮大学における公的研究費の不正使用防止への取組みについて

宇都宮大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（通知）に準拠した公的研究費の適正な管理・運営体制を整備しており、その概要は下記のとおりです。

今後とも、本学における公的研究費の適正な管理・運営を行うための基盤となる環境・体制の整備充実及び実効性のある、具体的な制度の構築に向け取組みを推進するとともに、大学構成員の一層のコンプライアンスの向上に努めることとしております。

最高管理責任者

国立大学法人 宇都宮大学

学長 進村 武男

### [宇都宮大学における研究費等の運営・管理体制\(PDF\)](#)

#### 1 機関内の責任体制の明確化

競争的資金を中心とした公的研究費の管理・運営を適正に行うため、その責任者と権限を明確化し、具体的な内容等について学内規程において整備しています。

[国立大学法人宇都宮大学における研究費等の取扱に関する規程\(PDF\)](#)

#### 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

##### (1) ルールの明確化・統一化

・宇都宮大学会計規程をはじめとした会計関係規則において、経費の執行等についてのルールを定め、ホームページにて公表しています。

[宇都宮大学規程集（会計関係規程部分）](#)

・科学研究費補助金の使用ルール等に関しては、従来より教職員に対して学内ホームページや学内説明会を開催していますが、今後とも様々な機会を捉えて使用ルール等の周知・徹底を図ることとしています。

・科学研究費補助金の使用ルールや競争的資金の公募、共同研究・受託研究の契約やその他各種研究費等の執行ルールなどについて、学内外から相談や問い合わせを受け付ける窓口を設置しましたので、お気軽にご相談下さい。

[研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに関する相談体制\(PDF\)](#)

◇学外からの使用ルール・事務処理手続き相談窓口

財務部財務課長

(担当) 財務企画係

電話:028-649-5038 (ダイヤルイン)

F A X:028-649-5060

E-mail:zaikikaku@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

## (2) 職務権限の明確化

・研究費等の執行を含め、平成19年4月より物品の納品検収体制及び旅費・謝金の事実確認方法について改善を図ったところです。また、従来より業務の効率化・合理化の観点から、経費の執行にあたっては、コンプライアンスを確保しつつ決裁手続の簡素化を含めた見直しを進めているところです。

[納品検収等事務処理の新たな体制の整備について\(PDF\)](#)

また、本学の職員として、誠実かつ適正に業務を遂行するため、就業規則等で服務及び倫理について定められています。

なお、万が一、職員が規則等に違反した行為を行った場合などには、厳正に処分するための規則が定められています。

[国立大学法人宇都宮大学職員不利益処分の手続きに関する規程\(PDF\)](#)

## 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

・各部局において、不正を発生させる要因を把握するために不正防止計画を策定することとしております。

・不正防止計画の推進を図り、その進捗管理にも努めることとして、研究費等を適正に管理・運営するための組織として、最高管理責任者（学長）の下に、全学的に取り組むための部署として「不正防止計画推進室」を設置しております。

[国立大学法人宇都宮大学における研究費等の取扱に関する規程\(PDF\)（参照）](#)

## 4 研究費の適正な運営・管理活動

・平成19年4月より、「物品検収等事務処理の新たな体制整備」としてガイドラインを踏まえた公的研究費の不正使用防止対策の一環として、部局事務及び研究者への負担を極力抑制した実効性のある体制を目指した、「物品の納品確認及び旅費・謝金の事実確認」チェック体制として改善を図り、実施しているところです。

[納品検収等事務処理の新たな体制の整備について\(PDF\)（再掲）](#)

・不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を定め、公表しております。これにより、本学との取引業者に対して研究費等の不正防止に対する本学の取組みについて周知徹底を図ったところです。

[国立大学法人宇都宮大学が発注する契約に係る取引停止等の取扱要項\(PDF\)](#)

[本学と取引のある業者の皆様へ（取引業者宛周知文書）\(PDF\)](#)

## 5 情報の伝達を確保する体制の確立

・科学研究費補助金の使用ルールや競争的資金の公募、共同研究・受託研究の契約やその他各種研究費等の執行ルールなどについて、学内外から相談や問い合わせを受け付ける窓口を設置しております。

[研究費等に係る使用ルール・事務処理手続きに関する相談体制\(PDF\)（再掲）](#)

・公益通報者保護法の趣旨に基づき、本学における教育研究活動または業務運営の実施するうえで研究費等の不正使用等の行為が行われている又は行われようとしていることを知ったとき、大学の内外を問わず誰でも通報することができる通報窓口を設置しております。

通報の方法は、電話・電子メール・FAX・書面・面会により、受け付けます。

[国立大学法人宇都宮大学における研究費等の取扱に関する規程\(PDF\)](#) (参照)

[国立大学法人宇都宮大学内部通報者等の保護に関する規程\(PDF\)](#)

#### ◇通報の窓口

総務部総務課長

(担当) 法規調整係

電話:028-649-5011 (ダイヤルイン)

FAX:028-649-5026

E-mail: syosoumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

#### 6 モニタリングの在り方

・従来の監査体制（監事監査、会計監査人監査、財務部職員による内部監査）連携のもと、不正防止計画を推進する不正防止計画推進室が加え、さらに緊密な連携を図ることにより、本学における研究費等を適正に管理・運営するための機関全体として視点からのモニタリング及び監査を効率的に行う体制を整備しております。

[宇都宮大学における研究費等の運営・管理体制\(PDF\)](#) (参照)

(参考) 宇都宮大学における研究活動における不正対応について

[国立大学法人宇都宮大学研究活動における不正行為に関する取扱規程\(PDF\)](#)

宇都宮大学の研究者による研究活動における不正行為の問題が生じた場合の取り扱いについて定めています。

#### ◎本件に関する問い合わせ先

財務部財務課長

(担当) 財務企画係

電話:028-649-5038 (ダイヤルイン)

FAX:028-649-5060

E-mail: zaikikaku@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp